



平成 20 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 資 生 堂  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 新 造  
(コード番号 4911 東証第1部)  
問 合 せ 先 財 務 部 IR 室 長 齊 藤 幸 博  
(TEL. 03-3572-5111)

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続について

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 106 回定時株主総会の決議により承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(いわゆる事前警告型買収防衛策、以下「本プラン」といいます。)を導入しており、本プランの有効期間は平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 108 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議し、これに伴い、定款一部変更に関する議案を本定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 本プランの非継続の理由

当社は、平成 18 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当社の会社の支配に関する基本方針(以下、「本基本方針」といいます。)を定め、本基本方針に照らして不適切な者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを防止するための取組みとして、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 106 回定時株主総会の決議により承認を得て、本プランを導入いたしました。

また、当社は、平成 17 年 4 月から「成長性の拡大と収益性の向上」をめざして3か年中期経営計画(平成 17 年度から平成 19 年度を対象。以下、「前3か年計画」といいます。)を推進いたしました。この前3か年計画では、当社は、「国内マーケティング改革」と中国を最重点市場とした「グローバル展開のさらなる強化」、「抜本的な構造改革」の3つを柱に据え、「株主」の皆さまを始め「お客さま」「取引先」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから「価値ある企業」として支持されることをめざし、ブランド価値の向上、企業価値の最大化に取り組んでまいりました。

その結果、前3か年はステークホルダーの皆さまから強いご支援をいただき、当初計画どおりの成果をあげることができました。

当社は、さらなる飛躍に向け、平成 20 年度から平成 22 年度を対象とした、3か年中期経営計画(以下「新3か年計画」といいます。)をスタートいたしました。今後は、新3か年計画の下、「日本をオリジンとし、アジアを代表するグローバルプレイヤー」をめざし、引き続き「成長性の拡大と収益性の向上」を図るため、“世界中のお客さまに愛されるブランド”を創り上げるとともに、“世界に通用する

質の高い経営基盤”を確立してまいります。これにより、連結売上高年平均4～5%成長を実現し、新3ヵ年計画の最終年度までに、海外売上比率40%以上、連結売上高営業利益率10%以上、連結ROE(自己資本当期純利益率)は営業利益率の数値+1～2%の水準をめざす所存です。

このような状況下において、当社は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となる本プランの取扱いについて、独立委員会委員(社外取締役2名、社外監査役1名)の意見も参考にしつつ、慎重に協議をいたしました。

その結果、大量買付に関する法制度の整備状況も勘案し、当社としては、本定時株主総会において、本プランの継続をお諮りするよりも、新3ヵ年計画を着実に実行していくことこそが、グローバル市場における当社の競争力と持続的成長性を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと判断し、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本基本方針を廃止し、以降、本プランを継続しないことを決議いたしました。

当社としては、新3ヵ年計画の目標達成に全力で取り組んでいく所存であり、引き続き皆さまのご支援をお願い申し上げます。

## 2 定款一部変更

### (1) 変更の理由

本プランにおいては、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てについて、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として定款第15条を設けておりましたが、本プランを継続しないことに伴い、当該規定を削除するものです。

### (2) 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(新株予約権無償割当ての決定機関) 第15条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。	(削除)
第16条～第41条 (条文省略)	第15条～第40条 (現行どおり)

### (3) 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月25日(水)

定款変更の効力発生日 平成20年6月25日(水)

以上